

南魚沼版 CCRC 推進協議会規約（改正案）

（設置）

第 1 条 南魚沼版 CCRC の具現化に向け、南魚沼版 CCRC 事業計画（以下「事業計画」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の総意と連携、協働により、戦略的な実効ある事業とするため、南魚沼版 CCRC 推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進協議会は、次に掲げる事項について審議し、南魚沼市長に意見を具申する。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業計画に関し必要な事項

（組織）

第 3 条 推進協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、市民並びに産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア（産官学金労言）などに属する有識者の中から市長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員任命後の最初の推進協議会は、市長が招集する。

（庶務）

第 7 条 推進協議会の庶務は、南魚沼市総務部企画政策課において処理する。

（委任）

第 8 条 推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規約の施行後最初に任命される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、2 年以内とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 28 年 月 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規約の施行後新たに任命される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、2 年以内とすることができる。